

# 頑張る中小事業者 月次支援金 をご活用 ください!

新型コロナウイルス感染拡大防止のための国の緊急事態措置等や  
広島県の集中対策の影響(飲食店の休業・時短営業、外出自粛等)により、  
売上が減少した県内中小事業者の皆様を幅広く支援します!

## 申請期間 (当日消印有効)

【5月分】2021年 6月 21日(月) ~ 9月 10日(金)  
【6月分】2021年 7月 1日(木) ~ 9月 20日(月)  
【7月分】2021年 8月 1日(日) ~ 9月 30日(木)  
【8月分】2021年 9月 1日(水) ~ 10月 31日(日)  
【9月分】2021年 10月 1日(金) ~ 11月 30日(火)

## 給付額 (1事業者当たり)



中小法人



個人事業者

上限 **20**万円/月

上限 **10**万円/月

算出  
方法

給付額 = 2019年又は2020年の対象月の売上 - 2021年の対象月の売上

## 対象者

広島県内に本社・本店のある中小法人、個人事業者

- 緊急事態措置等や広島県の集中対策実施に伴う飲食店の休業・時短営業、外出自粛等の影響により売上が **30%以上減少**していること
- **国の月次支援金の対象となる場合は、その給付を受けていること**
- 「広島県感染症拡大防止協力支援金」、「広島県大規模施設等協力金」の給付対象の方は **受けられません(月ごとに判断します)**。

対象事業者の一例、よくあるご質問、申請についてはウラ面へ

## 対象事業者の一例

飲食店の休業・時短営業の影響を受けた事業者	食材、食品、飲料、割り箸、おしぼり、清掃、花などの財・サービスの供給事業者
外出自粛等の影響を受けた事業者	<ul style="list-style-type: none"> <li>観光関連事業者（宿泊、バス・タクシー、土産物店など）</li> <li>対人サービス事業者（理美容、クリーニング店、マッサージ店など）</li> <li>県の協力支援金の対象外となっているカフェや純喫茶（酒類を提供していない、閉店時間が20時以前の店舗）</li> </ul>

## よくあるご質問

- Q1** 国の持続化給付金や月次支援金を受け取っていますが、この支援金も申請できますか？
- A1** 申請可能です。ただし、広島県感染症拡大防止協力支援金、広島県大規模施設等協力金の給付対象となる月については対象外です。
- Q2** 申請書はどこで手に入りますか？ 郵送以外に申請方法はありますか？
- A2** ホームページより申請書等のダウンロードができます。印刷が困難な場合は、コールセンターやホームページより書類の送付を申し込めます。郵送申請以外にも、ホームページよりオンライン申請ができます。
- Q3** 上記「対象事業者の一例」にある業種以外の事業者も給付対象となりますか。
- A3** 例示されている業種以外でも、緊急事態宣言等に伴う飲食店時短営業又は外出自粛等の影響を受けて、2021年対象月の売上が2019年又は2020年の同月と比べて30%以上減少していれば、給付対象になり得ます。
- Q4** 今年開業しましたが、申請対象となりますか？
- A4** 2021年3月末までに開業している場合は、給付の対象となります。

## 申請手続きについて

郵送での申請	ホームページより申請書等のダウンロードまたは資料請求フォームより取り寄せ、必要書類を揃えて簡易書留にてお送りください。 〒730-0031 広島市中区紙屋町2-2-2 紙屋町ビル6階 「頑張る中小事業者月次支援金センター」宛
オンライン申請	ホームページよりオンライン申請を行ってください。

詳しくは、ホームページまたは申請要領をご覧ください。  
ご不明な点はお気軽にお問い合わせ、ご相談ください。

コール  
センター

☎ 082-248-6853

月～金 9:30～17:00（土・日・祝日を除く）

頑張る中小事業者月次支援金センター

申請要領、申請書のダウンロード、  
オンライン申請はこちらで検索

広島県 頑張る中小事業者月次支援金

検索

